

法定健診に準拠した定期健康診断 (A2コース)が受けられます (東振協契約機関)

労働安全衛生法に定める定期健康診断(以下法定健診)は、健康保険組合が実施する健康診断を受けた被保険者様が、その診断結果を事業主様に提出したときは、当該項目については重ねて受診する必要がないとされております。

当健康保険組合ご加入の35歳以上の方が受けられる、人間ドック・生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診を受けた場合は、法定健診の健診項目を上回っており、重ねて法定健診を受ける必要はありません。

35歳未満の若年の方の法定健診については、医師が認めた場合は、血液検査等、一定の項目を省略することができるかとされており、現在ご利用頂いている定期健診(東振協A1コース)はこれに準ずる健診です。

近年、健康経営の取り組み等により、被保険者様の健康状態を把握し、健康づくりに取り組むという企業が増えているため、当健康保険組合においても、選択肢を追加し、**より分かりやすい形で法定健診の項目を全て満たした健診が受けられるよう、健診契約(A2コース)を追加いたします**(詳細は下記のとおり)。

被保険者様の健康づくりの一助として、ご利用をご検討ください。

記

- | | |
|----------|--|
| ① 追加する健診 | 東振協A2コース(基本的に受診日35歳未満の方が対象です) |
| ② 健診項目 | 別紙のとおり |
| ③ 費用 | 8,239円(補助1,100円で窓口支払7,139円)
【参考】現在契約中の定期健診(A1コース)
2,992円(補助1,100円で窓口支払1,892円)
※胸部X線：直接撮影法は+748円 |
| ④ 予約方法 | ご予約時、「A2コースで予約したい」旨、お伝えください。 |
| ⑤ その他 | 現在契約中のA1コースの取扱に変更はありません。
※血液検査・心電図検査等をオプション追加可能な取扱も従来どおりです。 |